

令和4年度 地産外商推進事業

幡多広域ふるさと市町村圏基金活用事業費補助金が受けられる地産外商推進事業を下記のとおり募集します。

■事業の概要

幡多地域の地産外商を促進することを目的とした物産展、展示会、見本市などへの出展、リモートによる商談やWEB上での地域産品などの販売促進や広告などに対して、限度額の範囲で対象とする経費の全額を補助する事業です。

■補助対象者

四万十市・宿毛市・土佐清水市・黒潮町・大月町・三原村に本社または主たる事業所を有する中小企業者などで次の要件を満たすもの。

- ①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者および同条第5項に規定する小規模企業者(個人事業者を含む)
- ②①で組織する団体(任意団体を含む)

■補助対象事業

	事業内容	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1)	物産展、展示会、見本市などへの出展(※出展期間中、集客が見込めるイベントなどであること)	出展料、小間装飾費、輸送費、広報物製作費、備品借上料、交通費、高速道路など使用料など	10/10	100千円
(2)	リモートによる商談、WEB上での地域産品などの販売促進、広告など	広報物製作費、WEBサイト作成費(デザイン料含む)など		100千円

※市町村補助金、負担金、県などの公的機関から補助金などの助成がある場合および収入が生じた場合、事業に要した経費から当該金額を差し引いた額を補助対象経費とする。

※(1)、(2)は当該年度1事業者、各1回限り。

■補助期間 交付決定日から令和5年2月28日までに実施されるもの。

■募集期限 6月30日(木)

■必要書類 ①事業補助金交付申請書(第1号様式) ※収支予算書、事業実施計画含む
②市町村税の納税証明 ③住民票(個人事業者の場合)
④商業登記簿に係る登記事項証明書(法人の場合)
⑤開催概要および出展要項(イベントの概要、主催者および出展料がわかるもの)
※②、③、④については、発行3カ月以内のもの

■申請方法 郵送(必着)または持参

■募集件数 (1)2件程度 (2)3件程度

■申請書類 幡多広域市町村圏事務組合のホームページからダウンロードできます。
下記窓口、または役場担当窓口でも配布しています。
※詳細は、幡多広域市町村圏事務組合ホームページをご覧ください。

○申請書受付・お問い合わせ

幡多広域市町村圏事務組合事務局(幡多クリーンセンター内)

〒787-0776 四万十市上ノ土居1544番地

☎31-2600 FAX31-2626 ✉kikaku@hata-kouiki.jp



ホームページ